

焼岳の噴火に備え、緊急的な予防対策工事を実施しました

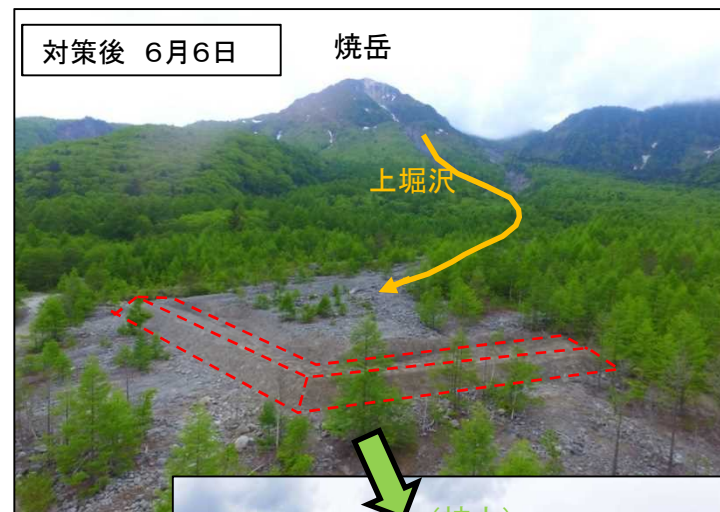
【対策工事の目的】

令和4年5月24日、焼岳の噴火警戒レベルが導入されて以来、初めてレベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。

近年では、昭和37年の噴火による降灰後に土石流が発生し、大正池を土砂で埋め尽くし県道も被害を受けました。

今後の火山噴火活動に伴いレベル3（入山規制）に引き上げられた場合には、県道が通行止めとなり上高地内に入れなくなります。

万が一に備えた予防対策として、昭和37年にも土石流が発生した上堀沢において、被害を軽減するための減勢工を緊急的に整備しました。



【対策工事の概要】

- ・ 工事期間 令和4年5月31日～令和4年6月6日
- ・ 高さ約2m、長さ約90mの盛土を現地掘削土にて整備

<概略図>

